

令和4年度

第2回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 2 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和3年4月19日(月)午前10時から午前11時45分

2 開催場所 ペガサート6階 プレゼンテーションルーム

3 出席委員(19人)

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己

4番 海野 光祥 5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子

7番 大塚 師輝 8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代

10番 小村 寿文 11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘

15番 深井 暁美 16番 堀場 正明 17番 美尾 明

19番 森田 早苗

4 欠席委員 18番 望月 均

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農地転用後の事業計画変更承認について(5条)

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明申請について

議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第12号 静岡市農業委員会専門委員会委員の指名について

報告第1号 令和3年度静岡市農業委員会事業報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定
による届出について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 年金加入推進部長及び静岡市農業振興地域整備促進協議会委員
の推薦について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主査 福地 雅俊、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 会議の概要

議長 　　ただ今から令和4年度第2回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、18番 望月 均委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

8番 小笠原 悟委員、9番 勝谷ふみ代委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第6号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第6号朗読】**

申請は2ページに記載のとおり6件でございます。

議長 　　それでは、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　　1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。整理番号2番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。

7番 　　以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 　　2班です。整理番号3番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。整理番号4番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望

に据えるとのことです。整理番号5番、駿河区及び葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、親子間による経営移譲です。

5番 以上、職員から説明ありました3件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号6番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に据え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。なお当該農地は、令和3年11月総会にて一時転用の更新許可を受けた、営農型太陽光発電設備が設置されている農地です。今回の申請は、営農型太陽光発電設備が設置されている土地所有者変更に伴う申請です。申請に伴ひ、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者は、譲受人に変更となります。そのため、申請書には営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書が添付されております。なおパネルの下部における作付け作物は、ヒサカキです。また下部の農地における収量は地域の平均的な単収並みが見込まれる計画です。

11番 以上、職員から説明がありました1件については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願ひします。

議長 発言もないようですので、議案第6号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願ひします。

事務局長 **【議案第7号朗読】**

申請は4ページに記載のとおり3件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました1班と3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願ひします。

事務局 1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、個人経営の自動車修理業より作業用の駐車場敷地とした貸借したいとの申し出があり話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、

第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

7番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお

事務局 3班です。整理番号2番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、物干し場等のスペースが狭いため、住宅敷地を拡張したく申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

11番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第7号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第8号朗読】**

申請は6ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、市内に本社を置く土木建築業を営む法人です。当初の申請事由ですが、令和元年8月に国道の高架工事による、仮設事務所等設置の一時転用許可をしました。事業計画の変更事由ですが、工事は順調に進んでいましたが、追加工事の発注を受けたため、工事期間の延長をしたく申請におよびました。工期の延長は、三度目とな

ります。申請地の農地区分は、第2種農地と判断されます。計画変更の概要は以上です。

7番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6番 この先、まだ工期の延長はあるのですか。

事務局 新規の追加工事あれば延長はあります。この申請地は白地なので、最大5年まで延ばすことは、可能です。

議 長 他に発言もないようですので、議案第8号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第8号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第9号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第9号朗読】**

申請は8ページ、9ページに記載のとおり7件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請者は市内で倉庫・貨物利用運送事業を営んでいる法人であります。現在の施設が手狭になり事業拡大のため、事務所と倉庫用地を探していたところ、所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号2番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請人は、市内で左官業を営んでおります。申請事由ですが、現在、資材置場を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号3番、清水区の案件です。内容

は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請人は、県外で土木建築業を営んでいる法人であります。申請事由ですが、高速道路リニューアル工事に伴い資材置場及び駐車場を探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、農用地区域内農地となりますが、不許可の例外である一時転用に該当します。転用期間は三年間で、期間終了後の作付け確約書も提出されております。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

7番 以上、職員から説明がありました整理番号2番、3番につきましては、1班としては許可相当と判断しました。整理番号1番につきましては、地区審査会で現地及び聞き取り調査を報告いたします。はじめに、会社の事業内容について確認しました。現在、自動車運送業を営んでおり、倉庫業も経営しているとのこと。施設としては、清水区に本社事務所と倉庫で行っており、従業員数は、70名ほど、就業時間は、8時から17時だそうです。申請の経緯ですが、現在、施設の老朽化と手狭になった自社の拡張もしたいため申請に至ったそうです。代替地も、静岡市内で探しましたが、この申請地が移転する条件が良かったそうです。周囲の所有者、地元部農会、町内会等への了承を得ているとのこと。申請地北側に住宅、東側に農地がありますが、建築物は、高さ9.5mほどありますが、日かげの影響はないとのこと。被害防除の点については、フェンス設置をするとのこと。以上のことから、整理番号1番については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号4番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、市外の借家で生活をしておりますが、子供の成長と共に手狭になり妻方の両親に相談したところ、両親所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第1種農地と判断されます。不許可の例外、にじみ出しに該当します。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

代替性についても検討され、転用面積も適当と思われま

整理番号5番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請事由ですが、申請者は市内で古紙回収業を営んでいる法人ですが、現在、借地している駐車場が使用出来なくなるため、新たな駐車場を探していたところ、所有者と話しがまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われま

5番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号6番、葵区の案件ですが令和4年4月18日付けで取り下げ願が提出されましたので報告します。整理番号7番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、子どもの成長に伴い現在の住居が手狭なため、申請地に住宅を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地で、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号8番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、申請地隣地で建設業を営む法人です。申請事由ですが、会社敷地内の社用車及び従業員用駐車場が不足しているため、周辺の土地を探していたところ土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第3種農地で、隣接農地への被害防除、排水等については問題なく、転用面積も適当と思われます。

11番 ただ今、事務局から説明のありました整理番号7番、8番について、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 雨水の関係は、大丈夫なのか。高さの関係と周辺の承諾は、受けているのか。
事務局 雨水の関係は、建物の周りに調整池があるので、大丈夫です。周辺の承諾については、関係者が隣接所有者を回り承諾を得ています。

14番 倉庫業ですけど就業時間は、確認はしてありますか。
事務局 8時から5時までで、夜中の仕事はほとんどありません。周辺のの方々には、夜中の仕事の件についても、説明しております。

議長 他に発言もないようですので、議案第9号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第9号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第10号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第10号朗読】**

申請は11ページ、12ページに記載のとおり3件となります。内容につきまし

ては、担当職員から説明いたします。

事務局

1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和35年頃より、耕作されない状態が続いたことで現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年3月30日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。整理番号2番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和55年頃より、耕作されない状態が続いたことで現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年3月30日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。整理番号3番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和45年頃より、耕作されない状態が続いたことで現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年3月30日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。

7番

以上、職員から説明がありました3件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ただいまの議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

発言もないようですので、議案第10号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長

議案第10号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第11号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第11号朗読】

申出は14ページに記載のとおり3件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局

こちらの証明は、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取り申し出の事由が生じた従事者に対して。証明をするものです。整理番号1です。こちらの生産緑地は平成24年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約45日農

業に従事していました。3月25日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号3です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。3月28日に前地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号4です。こちらの生産緑地は平成19年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約100日農業に従事していました。3月25日に前地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。なお、整理番号2については、家族で再度話し合った結果、自宅の周囲の農地でもあり、引き続き農地として利用していくことが可能と判断し、生産緑地を継続したいとのことで、4月18日に取下げされました。

- 議長 ただいまの議案第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 他に発言もないようですので、議案第11号について、原案のとおり承認よろしいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 議案第11号は、原案のとおり承認いたしました。
- 次に、議案第12号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第12号朗読】**

専門委員会委員所属案は16ページに記載のとおりであります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

- 事務局 16頁をご覧ください。4月1日に開催した第1回総会時にも説明させていただきましたが、静岡市農業委員会では、遊休農地の調査、対策のとりまとめを行う農地最適化推進委員会と国、県、市に対する行政要望のとりまとめを行う農政対策委員会の2つの専門委員会を設置しております。静岡市農業委員会専門委員会設置要綱第4条において、総会運営委員会に属する農業委員以外の農業委員のうちから農業委員会が指名する者を委員とすること、専門委員会はそれぞれ委員8人以内をもって組織することが定められております。これを受け、総会運営委員を除く16人の委員全員が農地最適化推進委員会又は農政対策委員会のどちらかの専門委員会に帰属すること、2つの専門委員会の構成において、再任委員、新任委員の偏り、及び委員のお住まいの区、具体的には葵区、駿河区、清水区の偏りを無くすこと、2つの専門委員会に女性委員が2人ずつ入ることをポイント

に専門委員会所属（案）を作成しました。ご自身が、どちらの委員会に所属するのか確認をお願いするとともに、本案でご了承いただきたいと思います。

- 議長 長 ただいまの議案第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 長 他に発言もないようですので、議案第12号について、原案のとおり決定よいでしょうか。

（異議なし）

- 議長 長 議案第12号は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第1号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第1号朗読】**

事業報告は18ページから27ページに記載のとおりでございます。内容については、副会長から概要説明をお願いいたします。

- 12番 議案書の18ページをご覧ください。1の実施概要を読み上げます。本市は、海岸から山間地まで自然的・社会的条件の異なる広い区域において、都市部にあつては平坦な農地、中山間地域にあつては傾斜地を利用した農業が営まれており、良好な環境や景観を維持する多面的機能や、良質な農産物を提供している。しかしながら、農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による被害、耕作放棄地の拡大、更に消費者の求める食の多様化への対応など、様々な問題をかかえている。このため、活動においては、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農者の参入促進を三本柱に、農地等利用の最適化の推進を強力に進めることが求められている。これを受け、令和3年度は、次のとおり実施してきた。担い手への農地利用の集積・集約化においては、認定農業者、新規就農者を中心に集積を進め、令和3年度末の担い手への農地集積面積は、1,747.4haとなっている。このうち借地は515haであり、借地の内、約6%に当たる341haが農地中間管理事業によるものである。耕作放棄地の発生防止・解消においては、遊休農地約11.5haを解消するとともにB分類農地約23.5haの非農地化を実施した。新規就農者の参入促進においては、JAを事務局とする地域受入連絡会が、就農希望者を受入れ、研修を実施し、独立自営就農に結び付ける事業が実施されている。令和3年度は、清水区駒越地区の枝豆で新規就農者を受入れ、現地で40歳代の若者1名の研修が開始された。また、本市の農業が社会・経済の環境変化に対応し発展できるよう、地域農業者の意見を組み入れ、国・県・市に対し、農業関連施策の拡充等について、要望活動を実施しまし

た。以下、事業の報告は事務局より行います。

事務局

引き続き、事務局より報告をします。18ページ下段2の農業委員等及び職員の構成ですが、農業委員20人、農地利用最適化推進委員37人、事務局職員24人でした。19ページをご覧ください。3の会議等の開催状況ですが、(1)総会運営委員会の開催状況は、4月の第1回開催から、月1回計12回開催し、総会に提出する農地法申請の議案等を審議しました。(2)地区審査会の開催状況は、ご覧のとおりです。総会運営委員を除く委員16名を、各月ごと4班に分け、班ごとに農地法申請の事前審査ならびに現地調査を実施しました。1枚めくっていただきまして、(3)総会の開催状況は、20ページ・21ページにかけて記載しておりますが、月1回計12回の総会を開催しました。各回における主な議題等はこちらのとおりです。21ページ下段の(4)各種会議開催状況は記載のとおりです。農地最適化委員会・農政対策委員会の各専門委員会に分かれて開催しました。1枚めくっていただきまして、22ページです。(5)研修会・視察研修の実施状況は、記載のとおりです。制度説明など、研修を9回開催しました。続きまして、4の農政関係業務ですが、遊休農地対策は、納税猶予農地、生産緑地、前年度の3条許可農地、利用権設定農地等について、8月から9月にかけて現地調査を実施しました。このうち、再生可能な農地として報告のあがった300筆の所有者に対して、10月に農地利用状況ならびに意向調査を行いました。令和3年度は、農業委員の地道な活動により、175筆の遊休農地が解消されました。また、B分類の非農地通知の発出を405筆235,200㎡余り実施しました。(2)要望活動の実施状況は、市への農業施策に関する要望を9月30日に市長あてに行いました。また、同日に市議会正・副議長に対して、要望書の提出報告と説明を行いました。(3)広報活動の実施状況は、6月1日と12月1日に広報紙を発行し、市内農家に配付しました。続きまして、23ページをご覧ください。(4)農業委員及び農地利用最適化推進委員活動記録の提出状況ですが、農業委員760枚、農地利用最適化推進委員1,318枚、計2,078枚、報告が提出されました。活動形態別の内容等につきましては、記載のとおりです。(5)農業者年金受託業務の実施状況ですが、アの旧制度の年金受給者数は、経営移譲年金258人、老齢年金702人、イの新制度の年金加入者数は、61人です。1枚めくっていただきまして、24ページをご覧ください。(6)その他農政業務は、記載のとおりです。相続税納税猶予に関する業務では、適格者証明等合計で142件発行しました。生産緑地の農業の主

たる従事者証明は、合計で48件発行しました。中段の5農地業務の内容ですが、

(1) 農地法関係事務は、ご覧のとおりです。権利の移動である3条申請に関しては、113件の許可がなされました。113件のうち、9件が農地所有適格法人、1件が農地法第3条第3項に係る許可でした。25ページをご覧ください。3条の3に係る届出件数は、相続が326件、持分放棄1件でした。農地転用件数は、4条届出が209件、4条許可が13件、5条届出が574件、5条許可が86件、全体で882件でした。賃貸借権の合意による解約の届出である18条第6項に係る通知は計120件でした。1枚めくっていただきまして、22ページをご覧ください。国有農地等関係事務処理状況につきましては、記載のとおりです。国有農地は戦後の農地改革により、小作人へ売り渡すために、国が地主から所有権を取得した土地です。そのほとんどは、耕作目的で売り渡し、または耕作目的以外で売り払い、処分されてきましたが、現在なお国の所有として残っている土地のことで、開拓財産は、戦後、国が山林原野等の開墾されていない土地を取得して、これを開拓者などに売り渡しましたが、特別な事情により売り渡しができなかつたり、国が買戻しをしたりして、現在も国の所有として残っている土地です。国有農地と開拓財産の土地は、農林水産省所管の国有財産ですが、その管理については、農地法に基づき、県が行っており、静岡市内にある記載の68件については、調査等市も協力して行っています。(3) 各種証明書交付状況は記載のとおりで、交付証明・非農地証明等の各種証明書を132件交付しました。(4) 令和3年度農地法等月別事案処理一覧表は、27ページをご覧ください。総会ごとに事案の種類及び処理件数ならびに処理面積を記載してあります。なお、今報告をさせていただきました。令和3年度静岡市農業委員会事業報告書につきましては、本日の資料として皆様のお手元に、別途資料1として同じものをお配りしておりますので、こちらはお持ち帰りいただきまして、改めてご覧いただけたらと思います。

議長 長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第2号朗読】**

通知は29ページから31ページの22件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局

整理番号102番については、耕作者の家族の労力減少による規模縮小のため、合意解約しました。別の方に再配分予定です。整理番号103番と104番、105番は同一の案件です。耕作者の家族の体調不良による規模縮小のため、合意解約しました。なお、これ以外に耕作者が借りていた、吉原2559-2、2559-3の2筆については、別の方に再配分予定です。整理番号106番と107番は同一の案件です。地権者の経営継承のため、合意解約しました。整理番号108番と109番は同一の案件です。県営工事の農業集落道工事の伐採木仮置きのため、合意解約しました。整理番号110番については、賃借人死亡のため、合意解約しました。整理番号111番については、賃借人の労力不足のため、合意解約しました。整理番号112番、113番については、賃借人の経営規模縮小のため、合意解約しました。整理番号114番と116番は同一の案件です。地権者が駐車場に転用するため、合意解約しました。整理番号115番と117番は同一の案件です。耕作者がお茶の価格の低迷により経営を見直すこととなり、規模縮小のため、合意解約しました。なお、別の方が耕作する予定があるとのこと。整理番号118番については、賃貸人が土地を売却するため、合意解約しました。整理番号119番については、耕作者が駿河区から撤退し、焼津市に基盤を移すため、合意解約しました。整理番号120番については、耕作者が代わるため、合意解約しました。整理番号121番については、錯誤により、合意解約しました。これにつきましては、父より息子への経営継承に当たり、依頼により、静岡市農協が貸借の切替えを受け付けました。その際に、同姓同名の第三者が借りていた当該地内牧231番をお父さんが借りているものと誤認し、住所が相違していたものの、利用配分の解約を行い、息子さんへ再配分しまったため、その再配分を取り消すものです。なお、誤って行った、同姓同名の第三者の利用配分の解約についても取消しを行い、現在は元の状況に戻っているとのこと。整理番号122番・123番については、賃貸人が残土処分場として一時転用するため、合意解約しました。

議長

ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第3号朗読】

届出は33ページから42ページの94件がございました。その内訳は、4条の転用が32件、5条の転用が62件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移

転が54件、賃借権設定が2件、使用貸借による権利の設定が6件でございます。
添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、報告第4号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第4号朗読】**

届出は44ページ・45ページの31件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

次に、報告第5号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第5号朗読】**

推進委員は、47ページに記載のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 47ページをご覧ください。年金加入部長に両名を推薦いたしました。静岡市農業振興地域整備促進協議会委員を3名推薦いたしました。

議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第2回総会を閉会いたします。